



# 補助金ガイドブック

[平成 29 年度版]

庄 原 市  
(総務部財政課)



## 1. はじめに

庄原市では、市民の皆さんが「生活の場」、「地域活動の場」など多様な場面でご活用いただける補助事業（補助金）を設けています。

このガイドブックは、平成 29 年度の予算に計上している補助金を、皆さんに広く知っていただくために分野別の一覧表にまとめたものです。

掲載する補助金は、市民の皆さんにご活用いただける補助金を抜粋しており、表中の「補助の目的、対象事業など」、「補助金額など」については概要を記載しています。採択要件等は各補助金で異なりますので、詳細については、各担当部署へお問い合わせください。

## 2. 分野別（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(1) まちづくりに関するもの	-----	1 頁
(2) 農業振興に関するもの	-----	2 頁
(3) 林業振興に関するもの	-----	11 頁
(4) 道路（市道・農道・林道）・ 農林施設（農地、ため池など）等に関するもの	-----	14 頁
(5) まちなか活性化、商工振興に関するもの	-----	16 頁
(6) 住まい・環境・衛生に関するもの	-----	21 頁
(7) 新たな定住促進に関するもの	-----	25 頁
(8) 暮らしの安心・安全に関するもの	-----	26 頁
(9) 保健・福祉・医療に関するもの	-----	27 頁
(10) 教育に関するもの	-----	30 頁

(1) まちづくりに関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
1. 集会施設借上助成金	<p>【概要】 集会所などの集会施設が設置されていないため、民家などを賃貸借契約により常時借り上げている地域に対して借上料の一部を助成</p>	<p>1年間の借上料によって補助額が異なりますので、お問い合わせください。</p>	<p>企画振興部 企画振興課 (電話) 0824-73-1209 または 各支所担当室</p>
2. コミュニティ推進補助金	<p>【概要】 (財)自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業の助成が決定された事業を対象とし、自治振興区等のコミュニティ組織が地域づくりのため実施する事業に助成</p>	<p>①一般コミュニティ助成事業 100万円以上250万円以内 ②地域防災組織育成助成事業 詳しくはお問い合わせください。 ③コミュニティセンター助成事業 対象経費の3/5以内 【助成上限額】 1,500万円 ④青少年健全育成助成事業 30万円以上100万円以内</p>	
3. 集会施設整備補助金	<p>【概要】 地域自治活動の推進を図るため、集会所などの集会施設の新築・購入、増改築および修繕を行なう地域に補助</p>	<p>①新築・購入 事業費の1/2以内 【補助金上限額】 補助対象事業費は1㎡当たり12万円を上限 ②増改築・修繕 事業費の1/2以内 【補助金上限額】 補助対象事業費は20万円以上のものとし、120万円を上限とします。</p>	
4. まちづくり応援補助金	<p>【概要】 まちづくり活動に対する機運の醸成、啓発を図るため、まちづくり活動を行う市民団体に補助 ※庄原市市民活動団体登録制度に登録する団体</p>	<p>①アシスト補助金 補助率4/5 【補助金上限額】100万円 ②チャレンジ補助金 補助率10/10 【補助金上限額】30万円 ③人材育成補助金 補助率1/2 【補助金上限額】5万円</p>	

(2) 農業振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
5. ブランド米推進事業補助金	<p><b>【概要】</b> 低農薬、低化学肥料等安全安心な米づくりを基本に、市内で生産したこだわり米を高価格で販売するための知名度向上及び販売促進に必要な経費（広告宣伝、商標登録等に要する経費）を補助</p> <p><b>【対象者】</b> こだわり米の生産を行う法人又は生産団体等</p>	<p>対象経費の 4/5 以内</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 120 万円</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1132 または 各支所担当室</p>
6. 特産品開発事業補助金	<p><b>【概要】</b> 特産品の生産、加工及び販売を促進するための機械器具購入及び施設整備に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 農業協同組合又は農業者の組織する団体</p> <p><b>【対象要件等】</b> 施設整備、機械器具に要する経費</p>	<p>対象経費の 1/3 以内</p> <p><b>【対象経費上限額】</b> 施設整備 500 万円 機械器具 100 万円</p> <p><b>【対象経費下限額】</b> 施設整備 50 万円 機械器具 50 万円</p>	
7. どぶろく製造支援補助金	<p><b>【概要】</b> 市内で「どぶろく」を製造しようとする者を支援し、地域産米を使用した 6 次産業化及び交流人口の拡大を推進</p> <p><b>【対象者】</b> 特定農業者であって「どぶろく」の製造免許の申請を予定している者、申請した者及び既に製造免許を受けている者</p>	<p><b>【対象経費】</b> 特定農業者が「どぶろく」を製造するために必要な機械器具購入経費及び製造場の整備費用</p> <p><b>【補助率等】</b> 対象経費の 4/5、上限 80 万円</p>	<p>企画振興部 いちばんづくり課 (電話) 0824-73-1278 または 各支所担当室</p>
8. 農地利用集積促進事業補助金	<p><b>【概要】</b> 農業経営基盤強化促進法の認定を受けた農業者等が賃借権の設定により農地の利用集積を行った場合に集積面積に応じて補助</p> <p><b>【対象者】</b> ① 農業委員会を通じて 6 年以上の賃借権の設定を受けた者 ② 庄原市に住所を有する者 ③ 賃借権設定後の経営耕地面積が、2ha 以上の者 ④ 米の生産調整の達成者</p> <p><b>【対象要件等】</b> 経営耕地面積が 2ha を超える部分が補助対象面積となる。</p>	<p>賃借権設定期間 6 年以上 10 年未満</p> <p>田 5,000 円/10a 畑 2,000 円/10a</p> <p>賃借権設定期間 10 年以上</p> <p>田 10,000 円/10a 畑 4,000 円/10a</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
9. 中山間地域等直接支払交付金	<p><b>【概要】</b> 耕作放棄地の発生の防止と農地の適正な維持管理を促進し、農地の持つ多面的機能の維持発揮を図り、併せて地域農業集団及び集落共同活動を育成するため、集落若しくは認定農業者に対し、交付金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 集落協定または、個別協定を締結し、5年間以上継続して行う農業者等（第三セクター、生産組織等を含む）が行う農業生産活動等を対象とする。</p>	<p>交付単価の上限額  田：急傾斜 21,000 円/10 a  緩傾斜 8,000 円/10 a  畑：急傾斜 11,500 円/10 a  緩傾斜 3,500 円/10 a</p> <p>その他、協定に沿った取り組み内容により交付</p>	<p>企画振興部  農業振興課  （電話）  0824-73-1132  または  各支所担当室</p>
10. 環境保全型農業直接支払事業補助金	<p><b>【概要】</b> 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取組む場合、取組面積に応じた補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> エコファーマー認定または広島県特別栽培農産物認証を受けている農業者団体</p> <p><b>【対象要件等】</b> 支援の対象となる取組  ①5割低減+カバークロープ  ②5割低減+炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用  ③有機農業</p>	<p>交付単価の上限額  ①8,000 円/10a  ②4,400 円/10a  ③8,000 円/10a(そば等雑穀・飼料作物は 3,000 円/10a)</p>	
11. 農業生産法人経営高度化事業補助金(農産園芸振興事業補助金)	<p><b>【概要】</b> 集落型農業生産法人等を設立し、農産園芸作物の栽培による経営の確立を図るための機械施設の整備に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 農業生産法人</p> <p><b>【対象要件等】</b>  ①法人経営高度化計画に基づく農産園芸作物栽培に直接必要な機械施設とし、汎用農機具は補助対象としない。  ②農業参入企業は庄原市内で事業実施する農業生産法人に限る。</p>	<p>集落型農業生産法人  対象経費の1/2以内  <b>【対象経費上限額】</b> 1,000万円  <b>【対象経費下限額】</b> 500千円  ただし、法人設立後5年を越えて事業実施する場合は、1/3以内</p> <p>集落型農業生産法人以外の農業生産法人  対象経費の1/3以内</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
12. 農業生産法人経営高度化事業補助金(地域営農推進事業)	<p><b>【概要】</b> 集落型農業生産法人等が、集落営農等の推進を目的として土地利用型作物の生産に必要な機械施設の導入に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 農業生産法人</p> <p><b>【対象要件等】</b> 対象面積は、導入機械施設の対象作物の基幹3農作業受託を含めた栽培面積が10ha以上ある場合</p>	<p>対象事業費の1/3以内 対象経費上限額 1,000万円 対象経費下限額 50万円</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1132 または 各支所担当室</p>
13. がんばる農業支援事業補助金	<p><b>【概要】</b> 農業者の「農業所得10%アップ」を実現するための機械施設等の整備に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 認定農業者及び農地又は耕作権を所有し、市内で農畜産物生産を行う農業者</p>	<p>申請者が認定農業者であり改善計画に基づくもの：対象経費の1/2以内 年間補助金上限額50万円</p> <p>改善計画に基づかないもの：対象経費の1/3以内、年間補助金上限額50万円</p> <p>申請者が認定農業者以外の者：対象経費の1/3以内 年間補助金上限額30万円</p>	
14. 新規就農者育成事業奨励金(準備型)	<p><b>【概要】</b> 新たに就農を行うことを目的として、市内の指定農家等で研修を行う者に奨励金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 新規就農希望者</p> <p><b>【対象要件等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①研修期間2年以内</li> <li>②原則45歳未満</li> <li>③研修終了後1年以内に就農し、2年以上継続すること(法人就農、親元就農を含む)</li> </ul>	<p>7万円/月 研修期間2年以内</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室</p>
15. 新規就農者育成事業奨励金(経営開始型)	<p><b>【概要】</b> 新たに市内で、独立・自営就農及び、親元就農した者に奨励金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 新規就農者</p> <p><b>【対象要件等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①独立・自営就農、親元就農3年以内</li> <li>②原則45歳未満</li> <li>③認定新規就農者</li> <li>④市が行う営農研修等に参加すること。</li> </ul>	<p>7万円/月 就農3年以内</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
16. 農業次世代人材投資事業 (経営開始型)	<b>【概要】</b> 市の人・農地プラン(地域農業マスタープラン)に位置付けられている独立・自営就農者について、資金を交付 <b>【対象者】</b> 認定新規就農者 <b>【対象要件等】</b> ①独立・自営就農5年以内 ②原則45歳未満	150万円/年 (所得による変動あり)	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1131 または 各支所担当室
17. 就農施設等整備事業補助金	<b>【概要】</b> 農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費を補助 <b>【対象者】</b> 認定新規就農者 <b>【対象要件等】</b> 補助対象期間は就農後3年以内	対象経費の1/2以内 <b>【対象経費の上限額】</b> 1,000万円	
18. 法人化支援補助金	<b>【概要】</b> 農業経営の法人化に必要な経費を補助 <b>【対象者】</b> 平成29年度以降に新たに立ち上げた農業経営を行う法人 <b>【対象要件等】</b> 複数戸別経営の法人化等	40万円	
19. 多面的機能支払交付金	<b>【概要】</b> 地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮に資する農地、農業用施設等の保全、農村環境の向上及び、農業用施設の長寿命化を図る。 <b>【対象者】</b> 農業者又は農業者及びその他の者で構成する活動組織	交付単価の上限額 ①農地維持支払 田：3,000円/10a 畑：2,000円/10a 草地：250円/10a ②資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動) 田：2,400円/10a 畑：1,440円/10a 草地：240円/10a ③資源向上支払 (施設の長寿命化のための活動) 田：4,400円/10a 畑：2,000円/10a 草地：400円/10a	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1132 または 各支所担当室

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
20. アカバネ病予防対策事業補助金	<p><b>【概要】</b> アカバネ病を含む牛異常産三種混合ワクチンの接種に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> アカバネ病を含む牛異常産三種混合ワクチンの接種を目的とする飼養農家</p>	対象経費の 2/5 以内	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室
21. 畜産防疫対策事業補助金	<p><b>【概要】</b> 家畜伝染病の発生及びまん延を未然に防止するための防疫機材等の導入・整備に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 畜産農家</p>	対象経費の 1/3 以内 <b>【対象経費上限額】</b> 100 万円	
22. 水田放牧等促進事業補助金	<p><b>【概要】</b> 市内の転作田等へ和牛等を放牧するために必要な牧柵の購入に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 畜産農家</p> <p><b>【対象要件等】</b> ①放牧する面積を原則 1 区画 50 a 以上とし、谷間など範囲が限定される場所においては、概ね 30 a とすること。 ②複数個所の電気牧柵設置を行う場合は、それぞれの放牧箇所が上記の条件を満たすこと。</p>	対象経費の 1/3 以内 <b>【補助金上限額】</b> 7 万円	
23. 環境保全型農業推進事業補助金	<p><b>【概要】</b> 堆肥を生産する施設の設置及び改修並びに堆肥の運搬・散布に利用する機械の購入及び修繕に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 畜産農家, 法人, 営農集団等</p> <p><b>【対象要件等】</b> 牛 10 頭又は豚 100 頭以上を飼養する農業者又はその農業者を含む団体とし、堆肥生産販売届出者又は届出予定者であること。 ただし、生産された堆肥が複数の農業者等に利用されるものに限る。</p>	対象経費の 1/3 以内 <b>【対象経費の限度額】</b> 上限額 800 万円 下限額 50 万円	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
24. 繁殖用和牛造成 推進事業及びあ づま蔓導入・自 家保留助成事業	<p><b>【概要】</b> 基礎牛群の造成を目的とする繁殖用和牛の導入又は保留に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 市内農家等</p> <p><b>【対象要件等】</b> 3年間の飼養義務</p>	導入・増頭 12万円/頭 導入・更新 7万円/頭 保留・増頭 10万円/頭 保留・更新 5万円/頭 あづま蔓の場合、5万円/頭を加算	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室
25. あづま蔓・比婆 牛素牛造成人工 授精・受精卵移 植助成金事業	<p><b>【概要】</b> 和牛群の改良を促進するため、繁殖用雌牛に広島県種雄牛の精子を人工授精又は広島県種雄牛の精子を交配した受精卵を移植した場合に、人工授精・移植に要する経費を助成</p> <p><b>【対象者】</b> 市内農家等</p> <p><b>【対象要件】</b> ①人工授精は広島県種雄牛の精液を活用すること。 ②受精卵は広島県種雄牛の精液を用いたもので、その産子が子牛登記することが可能であること。</p>	1頭につき 1万円 (ただし、同一牛は、年2回以内)	
26. 比婆牛素牛導入 助成事業	<p><b>【概要】</b> 家畜市場等から比婆牛素牛を導入するための経費を助成</p> <p><b>【対象者】</b> 市内肥育農家及び JA庄原肥育センター</p> <p><b>【対象要件】</b> ①家畜市場等から導入した比婆牛素牛 ②15月齢以内の比婆牛素牛(去勢牛・未経産牛)が対象 ③出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。</p>	1頭につき 農家(法人を含む。) 10万円 JA庄原肥育センター 5万円	
27. 比婆牛素牛自家 保留助成事業	<p><b>【概要】</b> 比婆牛素牛の自家保留に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 市内農家等</p> <p><b>【対象要件】</b> ①自らが生産した比婆牛素牛を自家保留すること。 ②出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。</p>	1頭につき 4万円	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
28. 産肉データ収集事業補助金	<p><b>【概要】</b> 和牛の産肉データ収集に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 市内の肥育農家及び農協肥育センター</p> <p><b>【対象要件等】</b> ①肥育農家等が市内の和牛素牛を購入した場合に限る。 ②産肉データが判明したときは、速やかに報告しなければならない。</p>	<p>脂肪交雑育種価 0.0 未満又は未判明の場合 農家：4万円/頭以内 農協肥育センター：2万円/頭以内</p> <p>脂肪交雑育種価 0.0 以上かつ0.80 未満の場合 農家：2万円/頭 農協肥育センター：1万円/頭</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
29. 和牛飼育農業法人和牛導入事業補助金	<p><b>【概要】</b> 繁殖用和牛を導入又は保留して増頭するために要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 農業生産法人</p>	<p>定額 単年度で 5頭目まで10万円/頭 6頭目から20万円/頭</p> <p>通算補助対象頭数 上限30頭</p>	
30. 和牛飼育農業法人施設整備事業	<p><b>【概要】</b> 畜舎及び堆肥舎の新築・増改築及び既設施設の取得に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 農業生産法人</p>	<p>1/2 以内 補助対象限度額 畜舎新築：1,000万円 畜舎増改築：800万円 堆肥舎新築：300万円 堆肥舎増改築：200万円 既設施設取得：500万円</p>	
31. 和牛ヘルパー利用促進事業補助金	<p><b>【概要】</b> 和牛ヘルパー事業等の利用に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 飼養農家</p>	<p>対象経費の1/3 以内</p>	
32. 家畜飼養施設増改築等支援事業補助金	<p><b>【概要】</b> 飼養規模拡大及び飼養形態改善のため、個人等で実施する畜舎及び堆肥舎の新築及び増改築、既存施設の取得のために必要な経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 畜産農家</p>	<p>1/3 以内 <b>【補助対象限度額】</b> ①畜舎新築 上限額500万円 ②畜舎増改築 上限額200万円 下限額50万円 ③堆肥舎新築 上限額300万円 ④堆肥舎増改築 上限額100万円 下限額30万円 ⑤既設施設取得 上限額500万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
33. 乳用牛受精卵導入事業補助金	<p>【概要】 乳牛への和牛優良受精卵の移植に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	<p>対象経費の 1/2 以内</p> <p>【補助金上限額】 1 万円/回 同一牛は年 2 回以内</p>	<p>企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室</p>
34. 乳用牛群検定事業補助金	<p>【概要】 広島県酪農業協同組合に委託して行う乳用牛群検定に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	<p>対象経費の 2/10 以内</p>	
35. 乳用牛防疫対策事業補助金	<p>【概要】 乳用牛の法定伝染病の血液検査に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	<p>対象経費の 4/10 以内</p>	
36. 乳用牛ヘルパー利用促進事業補助金	<p>【概要】 広島県酪農業協同組合が行う酪農ヘルパー事業の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p>	<p>対象経費の 1/15 以内</p>	
37. 乳用牛増頭推進事業補助金	<p>【概要】 乳用牛の増頭及び高能力牛への更新のための乳用牛の導入又は自家保留に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家</p> <p>【対象要件等】 ①新規を含む酪農家で、5年以上継続した乳用牛飼養が確実であること。 ②乳用牛群検定事業を実施していること。 ③導入は、広島県酪農業協同組合が実施する事業による酪農協有牛であること。</p>	<p>導入増頭 7 万円/頭 更新導入 3 万 5 千円/頭 自家保留 1 万円/頭</p>	
38. 配合飼料利用支援事業補助金	<p>【概要】 配合飼料価格の高騰により、配合飼料利用酪農家、養豚農家及び和牛肥育農家が実質負担増となった経費を補助</p> <p>【対象者】 酪農家、養豚農家、和牛肥育農家</p> <p>【対象要件等】 配合飼料価格から各種補てん金額を差し引いた後の額が、分岐点価格を上回っていること。</p>	<p>配合飼料利用に伴い負担増となった経費の 1/3 以内又は 1 t 当たり 2,000 円のいずれか低い額</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
39. 豚防疫対策事業助成金	<p>【概要】 豚の伝染病の予防接種等に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 養豚農家</p>	対象経費の 4/10 以内	企画振興部 農業振興課 (電話) 0824-73-1227 または 各支所担当室
40. 種豚確保対策事業補助金	<p>【概要】 自家利用する繁殖用種豚(雌雄)を生産するための純粋種精液の利用に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 養豚農家</p>	純粋種精液 1 セット当たり 1 万円以内	
41. 堆肥利用促進事業補助金	<p>【概要】 農地の土づくりを推進するために購入する堆肥の経費に対し補助金を交付</p> <p>【対象者】 年間 1 t 以上購入し、農産物生産に使用している農業者又は農業者で組織する団体</p> <p>【対象要件等】 ①市内の農業者、農業者が組織する団体、地域農業集団、農業生産法人、第 3 セクター又は農業協同組合によって生産されていること。 ②生産者が、肥料取締法第 22 条第 1 項の特殊肥料生産業者届出及び同法第 23 条第 1 項の肥料販売業務開始届出をし、その写しを市長へ提出していること。</p>	<p>バラ売り堆肥:購入経費の 1/2 以内又は 1 t 当たり 1,000 円のいずれか低い額</p> <p>袋詰め堆肥:購入経費の 1/2 以内又は 1 袋当たり 50 円のいずれか低い額</p>	
42. 循環型農業推進 土壌分析事業	<p>【概要】 農用地の土壌分析に要する経費を補助</p> <p>【対象者】 農業者</p> <p>【対象要件等】 ①事業主体は農業協同組合とし、農業者から土壌分析を受託し行うものとする。 ②当該農用地においては、家畜糞尿堆肥を生産し、循環型農業を推進していること。 ③農用地 1 枚当たり年 2 回以内</p>	対象経費の 1/3 以内	

(3) 林業振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
43. 再造林支援補助金	<p>【概要】 循環型の林業経営を支援するため、針葉樹等の再造林に対し補助</p> <p>【対象者】 森林組合、森林所有者</p> <p>【補助用要件等】 広島県林業関係事業補助金（造林補助金）の規定に基づく県補助事業として市内において実施する再造林事業</p>	<p>広島県の補助金額（県費補助金）の1/2</p>	<p>企画振興部 林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>
44. 鳥獣被害防止総合対策交付金事業（ハード）	<p>【概要】 野生鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、地域ぐるみで行う鳥獣被害防止に対し、防除策（フェンス資材）を貸与</p> <p>【事業主体】 庄原市有害鳥獣対策協議会</p> <p>【集落等への貸与基準・要件】 ①市内の3戸以上の販売農家を含む団体（個人は対象外） ②貸与資材を集落等で有効かつ自力施工・管理できること。 ③設置距離が1km以上 ④事前要望（前年度）の必要あり。</p>	<p>防除策（フェンス資材）の貸与は無償</p>	<p>庄原市有害鳥獣対策協議会 事務局：林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>
45. 鳥獣被害対策実施隊免許費用助成	<p>【概要】 狩猟免許新規取得及び免許更新に要する経費を助成</p> <p>【対象者】 新規に狩猟免許を取得し、鳥獣捕獲業務に協力できる方</p>	<p>対象経費の3/4以内</p>	<p>企画振興部 林業振興課 （電話） 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>
46. 有害鳥獣防除事業補助金	<p>【概要】 有害鳥獣から農作物被害を防護するため、電気牧柵・トタン等の資材または、捕獲柵の購入経費に対して補助</p> <p>【対象者】 個人、団体等</p> <p>【補助要件等】 ①防除柵設置事業 電気牧柵、トタン、ネット、フェンスの資材購入費 ②捕獲柵設置事業 囲いわな、箱わなの購入費</p>	<p>①防除柵設置事業 資材購入費の1/2以内 【補助金上限額】 6万円 （経営面積が2.6ha以上の大規模農家の場合12万円を限度）</p> <p>②捕獲柵設置事業 捕獲柵購入費の1/2以内 【補助金上限額】 8万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
47. 森林整備地域活動支援交付金	<p><b>【概要】</b>            森林の有する多面的機能の発揮を目的として、適切な森林整備を行うための施業集約化を行う者に交付金を交付</p> <p><b>【対象者】</b>            森林整備地域活動実施協定を市長と締結し 地域活動を行う者(森林所有者、森林組合等)</p> <p><b>【補助要件等】</b>            対象となる森林の施業の集約化を行い、交付金事業実施年度の翌年度までに森林経営計画を作成すること。</p>	定額補助	企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室
48. 環境貢献林補助金	<p><b>【概要】</b>            手入れが十分にされていない人工林(スギ・ヒノキ)の整備を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や被害木の伐倒整理に対して補助</p> <p><b>【対象者】</b>            森林所有者・森林組合等</p> <p><b>【対象要件等】</b>            ①過去15年間に手入れがされていない人工林            ②山腹傾斜30度以上かつ保全対象からの距離が250m未満の人工林            ③間伐：所有者負担金として1ha当たり1万円            ※森林整備に関する20年間の協定を市と締結する。</p>	定額補助	
49. 里山林等補助金	<p><b>【概要】</b>            手入れが十分にされていない里山林で、土砂災害防止や鳥獣害防止等を目的にした整備や、住民団体が里山林等の保全活用のため自らが企画・立案・取組に対しての支援、森林・林業体験活動に対して補助</p> <p><b>【対象者】</b>            森林組合・住民団体等</p> <p><b>【対象要件等】</b>            ※20年間の維持管理の協定を市と締結する。</p>	対象経費の10/10以内	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
50. 木質ペレットストーブ等購入促進補助金	<p><b>【概要】</b> ペレットストーブや薪ストーブ、ペレットボイラーの購入に要する経費を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 個人、団体</p> <p><b>【対象要件等】</b> ペレットストーブ等本体の購入経費及び設置並びに配管に係る直接的経費</p>	<p>ペレットストーブ、薪ストーブ 対象経費の1/3 <b>【補助金上限額】</b> 12万円</p> <p>ペレットボイラー 対象経費の1/3 <b>【補助金上限額】</b> 50万円</p>	<p>企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1137 または 各支所担当室</p>
51. マツタケ山整備奨励金	<p><b>【概要】</b> 市内のマツタケ山において、マツタケの生育環境の整備を行う者に奨励金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> マツタケ山を管理する個人、団体</p> <p><b>【対象要件等】</b> ①生産されたマツタケを市内小売店等に出荷していること。 ②団体の場合は、規約等が定められていること。</p>	<p>整備初年度 実施面積1a当たり 4,800円</p> <p>2年目及び3年目(3年を上限) 実施面積1a当たり 1,600円</p>	<p>企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1124 または 各支所担当室</p>

(4) 道路(市道・農道・林道)・農林施設(農地、ため池など)等に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
52. 農林道補修補助金	<p><b>【概要】</b> 農林道の補修に補助</p> <p><b>【対象要件等】</b></p> <p>①1世帯以上が、唯一の生活用道路として使用している路線</p> <p>②おおむね幅員が1.8m以上、延長が100m以上の路線</p> <p>③施工は、碎石を基本とし、30m当たり1立方メートル以内とする。</p> <p>④国、県が管理するものを除く</p>	事業に必要な碎石の購入費	企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1137 または 各支所担当室
53. 農林施設整備事業補助金	<p><b>【概要】</b> 農林施設の改修・改良工事又は災害復旧工事に対して補助</p> <p>(1) 改修・改良工事等の採択基準 単独県費補助事業に採択されない次の工事で、かつ工事費10万円以上のもの。</p> <p>①農道又は林道(橋梁を含む)の改修・改良及び舗装工事</p> <p>②治山のための土留等工事</p> <p>③ため池の用途廃止の為の工事</p> <p>④かんがい排水施設の改修工事</p> <p>⑤農地及び畦畔の改修改良工事</p> <p>(2) 災害復旧工事の採択基準 国庫補助災害復旧事業に採択されない次の工事で、かつ市へ災害による被災報告をしている工事費10万円以上40万円未満のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害)</li> <li>・農林施設災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害で、かつ受益者が2戸以上)</li> </ul>	<p>(1) 対象経費の25%</p> <p>(2) 農林施設災害復旧工事は62.5%</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 37万5千円</p>	
54. 農林道路線草刈作業実施活動助成金	<p><b>【概要】</b> 市が管理する農林道の草刈り作業に交付金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 自治振興区、自治振興区を構成する地域</p>	1m当たり10円 1路線当たり年1回限り	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
55. 生活道整備補助金	<p><b>【概要】</b> 生活道の整備に対して補助</p> <p><b>【対象者】</b> 生活道の所有者又は利用者</p> <p><b>【対象要件】</b></p> <p>① 1戸以上が日常生活で通行道路として利用している国道・県道・市道以外の道路</p> <p>② 幅員が 1.8m 以上（拡幅が困難で、不特定多数の通行があるなど特に公共性及び公益性が高い場合については、0.9m 以上）、かつ延長が 1 路線 10m 以上</p> <p>③ 補助対象経費は、新設工事・改築工事・修繕工事費</p>	<p>対象経費の 40%</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 64 万円</p>	<p>環境建設部 建設課 (電話) 0824-73-1150 または 各支所担当室</p>
56. 道路草刈り作業実施交付金	<p><b>【概要】</b> 市が管理する道路の草刈り作業に対して交付</p> <p><b>【対象者】</b> 地域団体</p>	<p>1 m 当たり 10 円 1 路線当たり年 1 回限り</p>	

(5) まちなか活性化、商工振興に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>57. まちなか活性化補助金 (空き店舗等活用創業支援事業)</p>	<p><b>【概要】</b> 空き店舗等を活用し、新たに創業する場合、借上料と改装費に対し補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 新たに創業しようとする団体または個人</p> <p><b>【対象の業種】</b> ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p><b>【対象地域】</b> 各地域の中心となるエリア</p> <p><b>【申請期限】</b> 借上料・・・事業開始後1年以内 改装費・・・改装工事に着手する10日前まで</p>	<p>借上料 対象経費の1/2以内 <b>【補助金上限額】</b> 月額4万円</p> <p>空き店舗等の改装費 対象経費の1/3以内 <b>【補助金上限額】</b> 50万円 補助回数 1回限り</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
<p>58. まちなか活性化補助金 (まちなかイベント事業)</p>	<p><b>【概要】</b> まちなかを活性化しようとするイベントの事業費に対し補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 継続的にまちなかを活性化しようとする団体または個人</p> <p><b>【補助対象経費】</b> ①報償費、②旅費、 ③消耗品費、④印刷製本費、 ⑤役務費、⑥使用料、 ⑦賃借料、 ⑧その他市長が必要と認めたもの。</p> <p><b>【対象地域】</b> 各地域の中心となるエリア</p> <p><b>【申請期限】</b> イベントを実施する日の1ヶ月前まで</p>	<p>対象経費の1/2以内 <b>【補助金上限額】</b> 40万円</p> <p>補助回数 同一年度内、1団体1回限り</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>59. まちなか活性化補助金 (店舗改装支援事業)</p>	<p><b>【概要】</b> 老朽化した現在の店舗を改装する場合、その改装費に対し補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 店舗を改装しようとする対象業種の事業者</p> <p><b>【対象の業種】</b> ①卸売業、小売業 ②宿泊業、飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p><b>【対象地区】</b> 各地域の中心となるエリア</p> <p><b>【申請期限】</b> 改装工事着手の10日前まで</p>	<p>対象経費の1/3以内 <b>【補助金上限額】</b> 50万円</p> <p>補助回数 1回限り</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>
<p>60. 最寄り買い店舗改装支援事業補助金</p>	<p><b>【概要】</b> 日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗の改装費に対し補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗を営んでいるもの (店舗の面積が200平方メートル未満のものに限る。)</p> <p><b>【対象の業種】</b> ①小売業 ②飲食サービス業 ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業 ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業 ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p><b>【対象地域】</b> まちなか活性化補助金の対象エリア外の地域</p> <p><b>【申請期限】</b> 改装工事に着手する前まで</p>	<p>対象経費の1/2以内 <b>【補助金上限額】</b> 50万円</p> <p>補助回数 1回限り</p>	<p>企画振興部 商工観光課 (電話) 0824-73-1178 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>61. 中小企業振興事業助成金</p>	<p><b>【概要】</b>          中小企業者及び中小企業団体が行う次の事業へ助成</p> <p><b>【助成区分】</b></p> <p>①特定共同施設          助成対象は、同時に10台以上駐車できる規模の、営利を目的としない駐車場（＝特定共同施設）を、中小企業団体が商店街に設置する場合。          ※商店街の100m以内に設置すること</p> <p>②設備投資          助成対象は、1年（1/1～12/31）の間に設備投資（新設及び増設）した機械、装置、建物、土地の投下固定資産（課税標準額ベース）の額が3,000万以上10億円以下の場合。</p> <p>③工場移設          助成対象は、都市計画区域内で、工場導入が適当と認められる地域（工業団地等）に、製造業又は製造・加工業に類する事業を営む工場を移設する場合。</p> <p>④雇用拡大          助成対象は、健康保険法に規定する健康保険に加入する新規雇用者が5人以上拡大し、そのうち半数以上が市内に住所を有していること。          ただし中小企業者のうち、小規模企業者については、1人以上の拡大から対象とし、住所要件も問わない。          新規雇用を開始する事業年度の初日（個人にあつては4/1）の1ヶ月前までに、申請すること。</p>	<p>①特定共同施設          特定共同施設設置にかかる事業費×1/2  <b>【助成限度額】</b> 3,000万円</p> <p>②設備投資          固定資産税相当額×乗率          1年目 100/100          2年目 70/100          3年目 50/100  <b>【助成限度額】</b>          1,400万円（1年につき）          ※土地については、取得の翌日から1年以内に建設着手したものに限る。</p> <p>③工場移設          移設後の工場にかかる固定資産税相当額×乗率          1年目 100/100          2年目 70/100          3年目 50/100  <b>【助成限度額】</b>          500万円（3年総額）</p> <p>④雇用拡大  <b>【新規雇用4人以下の場合】</b>          新規雇用者数×5万円  <b>【新規雇用30人以下の場合】</b>          新規雇用者数×10万円  <b>【新規雇用30人を超える場合】</b>          30人×10万円+30人を超える新規雇用者数×15万円  <b>【助成限度額】</b> 500万円</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
62. 企業立地助成金	<p><b>【概要】</b> 工場等を新設又は増設に、助成金の交付</p> <p>(1) 土地取得助成 ①工業団地の用地取得者 ②指定後3年以内に操業開始</p> <p>(2) 固定資産助成 新規雇用助成 ①工場の建築面積500㎡以上 ②新規雇用5人以上 ※うち市内居住者半数以上 ③指定後3年以内に操業開始</p>	<p>(1) 土地取得助成 土地売買契約金額×25/100 以内【助成金上限額】 1億円</p> <p>(2) 固定資産助成 投下固定資産(土地を除く)の課税標準額×10/100 新規雇用助成 新規雇用30人まで…新規雇用者×15万円 30人を超える部分…新規雇用者数×10万円 【助成金上限額】 5,000万円</p>	
63. 人材育成キャリアアップ事業補助金	<p><b>【概要】</b> 従業員等に専門的又は技術的な研修を受講させ人材育成に取り組む中小企業者に対し、補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、次の条件のいずれかに該当するもの ①市内に本店を有する法人 ②市内に住所を有し、主たる事業所を市内に置く個人事業主で、健康保険法の適用事業所であるもの等</p> <p><b>【対象事業】</b> ①人材育成派遣事業 他の団体等が実施するもので、対象者が正規従業員その他市長が認める者に業務上必要な能力または技術の向上に役立つ専門的な研修または講習に参加させる事業 ②研修会等開催事業 対象者自らが研修会を開催し、正規従業員その他市長が認める者に対し、研修を受講させる事業</p> <p><b>【補助対象経費】</b> ①人材育成派遣事業 受講料及び教材費(旅費及び宿泊費は除く。資格試験の受験料は対象外) ②研修会等開催事業 会場借上料、講師謝金、旅費及び宿泊費</p>	<p>①人材育成派遣事業 対象経費の1/2以内 【補助金上限額】 1人当たり3万円 (同一年度6万円まで)</p> <p>②研修会等開催事業 対象経費の1/2以内 【補助金上限額】 1回当たり15万円 (同一年度1回限り)</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>64. 産業見本市等出展支援事業補助金</p>	<p><b>【概要】</b>          県内・県外等で開催される産業見本市等で自社製品の販売拡大に取り組む中小企業者に対し、補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b>          中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、次の条件のいずれかに該当するもの</p> <p>①市内に本店を有する法人          ②市内に住所を有し、主たる事業所を市内に置く個人事業主で、健康保険法の適用事業所であるもの等</p> <p><b>【対象要件等】</b>          出展小間料、展示デザイン、会場設営、プロモーション用の資料等、展示ブースの照明調達、インターネット接続料、搬送料といった展示会・見本市等の出展に係る経費を補助する。</p>	<p>対象経費の1/2以内  <b>【補助金上限額】</b> 20万円          (同一年度1回限り)</p>	<p>企画振興部          商工観光課          (電話)          0824-73-1178          または          各支所担当室</p>
<p>65. 創業サポート補助金</p>	<p><b>【概要】</b>          市内での創業及び第二創業を拡大させ、市内経済の活性化を図るため、創業にかかる店舗等の設置、借上、市場調査に係る費用に対し補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b>          新たに創業しようとする個人、団体のうち、</p> <p>①中小企業基本法に規定する中小企業者で、市内に本店を有する法人又は個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの          ②市内に住所を有する者で、産業競争力強化法の規定による特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの</p> <p><b>【対象の業種】</b></p> <p>①卸売業、小売業          ②宿泊業、飲食サービス業          ③生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業、衣服裁縫修理業、娯楽業          ④教育、学習支援業のうち、学習塾、教養・技能教授業          ⑤医療・福祉業のうち、医療業</p> <p><b>【申請期限】</b>          平成29年7月31日(月)</p>	<p>店舗等設置費          対象経費の1/3以内  <b>【補助金上限額】</b>          改装のみ100万円、取得又は新設200万円</p> <p>店舗等借上費          対象経費の1/2以内  <b>【補助金上限額】</b> 月額4万円</p> <p>市場調査費          対象経費の1/3以内  <b>【補助金上限額】</b> 50万円</p>	<p>企画振興部          商工観光課          (電話)          0824-73-1178          または          各支所担当室</p>

(6) 住まい・環境・衛生に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
66. 住宅リフォーム支援事業補助金	<p>【概要】 市内住宅リフォーム事業者の受注機会を増やすため、住宅リフォーム経費に対して補助金を交付</p> <p>【対象者】 住宅の所有者</p> <p>【対象要件等】 建物の修繕工事、建物の利便性を向上させる工事および建物の寿命を延ばす工事</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の1/10以内 【補助金上限額】10万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1172 または 各支所担当室</p>
67. 地域木材住宅建築普及奨励金	<p>【概要】 地域材を使用した住宅の新築または改修に奨励金を交付</p> <p>【対象者】 個人</p> <p>【補助要件等】 ①木造住宅であること。 ②主要構造部材等に地域材を使用すること。 ③建築基準法に基づく建築確認または建築工事の届出がなされていること。 ④年度内までに主要構造部材等の施工が完了し、現地確認が出来ること。</p>	<p>地域材の使用量</p> <p>2㎡以上 5㎡未満の場合 10万円</p> <p>5㎡以上 10㎡未満の場合 20万円</p> <p>10㎡以上 20㎡未満の場合 40万円</p> <p>20㎡以上 60万円</p>	<p>企画振興部 林業振興課 (電話) 0824-73-1137 または 各支所担当室</p>
68. 生ごみ処理機器購入補助金	<p>【概要】 生ごみ処理機器を購入、設置した方に補助金を交付</p> <p>【対象者】 個人</p>	<p>購入金額の1/2 【補助金上限額】1万6千円 ただし、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間で購入、設置したものは2万円</p>	<p>環境建設部 環境政策課 (電話) 0824-72-1398 または 各支所担当室</p>
69. 地域ごみ集積所設置補助金	<p>【概要】 新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付</p> <p>【対象者】 地域（ごみ集積所を適切に維持管理できる自治会等の地域団体）</p>	<p>直接経費の1/2 【補助金上限額】4万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
70. 浄化槽設置整備事業補助金	<p><b>【概要】</b> 市町村設置型浄化槽整備事業の対象とならない場合に補助金を交付</p> <p><b>【対象要件等】</b> 公共下水道、農業集落排水区域を除く区域の住宅が対象 市町村設置型浄化槽が設置できない場合にのみ対象</p>	5人槽 352,000円 7人槽 441,000円 10人槽 588,000円 ※10人槽を超える場合は、10人槽の補助金を交付 ※既設単独槽を撤去し、新たに合併浄化槽を設置する場合は、上記補助金額に9万円を加算	環境建設部 下水道課 (電話) 0824-73-1175 または 各支所担当室
71. 早期水洗化補助金(公共下水道)	<p><b>【概要】</b> 家庭の水洗便所改造並びに排水設備工事(新築は対象外)に係る費用の一部を補助</p> <p><b>【対象要件等】</b> 東城町の公共下水道のみが対象 供用開始から1年以内に工事が完了した場合のみ対象 ※水洗便所改造資金融資あっせん利子補給、生活扶助世帯水洗化補助金の交付を受けた者は該当しない。</p>	5万円	東城支所 産業建設室 (電話) 08477-2-5141
72. 生活扶助世帯水洗化補助金(公共下水・農集集落排水)	<p><b>【概要】</b> 生活扶助世帯の方に対して、水洗便所改造並びに排水設備工事に係る費用を補助</p> <p><b>【対象要件等】</b> 公共下水道・農業集落排水で、供用開始から3年以内のものが対象</p>	改造工事に要する経費として市長が認定する額	環境建設部 下水道課 (電話) 0824-73-1175 または 各支所担当室
73. 水洗便所改造資金融資あっせん利子補給(公共下水・農業集落排水)	<p><b>【概要】</b> 家庭の水洗便所改造並びに排水設備工事(新築は対象外)に係る費用を市の審査会の決定を受けた場合、その融資額(限度額有)に係る利息額を助成</p> <p><b>【対象要件等】</b> 公共下水道・農業集落排水で、供用開始から5年以内のものが対象(東城地域においては、3年以内のものが対象) ※生活扶助世帯水洗化補助金、早期水洗化補助金の交付を受けた者は該当しない。</p>	<p><b>【東城地域以外】</b>            融資限度額 100万円            利子補給額 利息の全額            利子補給の交付先 金融機関</p> <p><b>【東城地域】</b>            融資限度額 100万円            利子補給額 利息の1/2</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
74. 飲料水供給施設整備費補助金	<p><b>【概要】</b> 飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 個人、団体（集会施設を設置する自治会等の組織）</p> <p><b>【対象要件等】</b> ①掘削に係る経費が対象（給水ポンプ、配水管および送水管、貯水槽、滅菌器等は除く） ②整備箇所が水道事業計画給水区域内の給水可能区域以外であること。 ③一日当たり 3000 以上の水量が確保でき、水質が公的機関の行う飲適検査に適合すること。</p>	<p>補助対象経費の 1/2</p> <p><b>【補助対象経費の上限額】</b> 80 万円（2 戸以上共同で申請される場合は、1 戸につき 72 万円）</p>	<p>環境建設部 環境政策課 （電話） 0824-72-1398 または 各支所担当室</p>
75. 建築物吹付けアスベスト除去工事等補助金	<p><b>【概要】</b> アスベストの分析調査および除去工事等の費用の一部を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 補助対象建築物の所有者等</p> <p><b>【対象要件等】</b> 多数の者が利用する民間建築物の共用部分や付属する機械室等（戸建の個人住宅は対象外）</p>	<p>分析調査 費用の全額</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 25 万円</p> <p>除去工事等 費用の 2/3 以内</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 250 万円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 （電話） 0824-73-1151 または 各支所担当室</p>
76. 木造住宅耐震改修促進事業補助金	<p><b>【概要】</b> 木造住宅・建築物の「耐震診断」「耐震改修工事」に係る費用の一部を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 住宅の所有者または入居者</p> <p><b>【対象要件等】</b> 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>耐震診断 費用の 2/3 以内</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 4 万円</p> <p>耐震改修工事 費用の 1/3 以内</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 40 万円</p>	
77. 老朽危険建築物除却促進事業補助金	<p><b>【概要】</b> 近隣や道路に被害を与える恐れのある老朽化した危険な空き家の除却工事に係る費用の一部を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 対象建築物の所有者または相続人、対象建築物がある土地の所有者または相続人</p> <p><b>【対象要件等】</b> 現在、使用されていない住宅で、市が老朽危険建築物と認めたもの 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の 1/3 以内</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 30 万円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
78. 建築物土砂災害対策改修促進事業補助金	<p><b>【概要】</b> 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の所有者が行う外壁などの改修や塀などの設置工事に係る費用の一部を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 特別警戒区域に指定される以前からその区域に立地する住宅および居室を有する建築物の所有者</p> <p><b>【対象要件等】</b> 詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>対象経費の23%以内</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 75万9千円</p>	<p>環境建設部 都市整備課 (電話) 0824-73-1151 または 各支所担当室</p>

(7) 新たな定住促進に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
79. 若者就業奨励金	<p><b>【概要】</b></p> <p>①雇用促進奨励金 平成28年10月2日以降に、永住の意思を持って市内に居住する40歳以下の若者を雇用した雇用主に対して、奨励金を交付</p> <p>②あとつぎ促進奨励金 定住する若者で、生業として家業を継承した方を対象に奨励金を交付</p>	<p><b>【雇用促進奨励金】</b> 1人の雇用につき10万円</p> <p><b>【あとつぎ促進奨励金】</b> 1人当たり10万円</p>	<p>企画振興部 いちばんづくり課 (電話) 0824-73-1257 または 各支所担当室</p>
80. 新婚世帯定住促進補助金	<p><b>【概要】</b> 新婚世帯が民間の賃貸住宅に住む場合、家賃を補助</p> <p><b>【対象者】</b> 夫婦とも40歳未満、申請時に婚姻の届出日から1年以内の者で、家賃(共益費込み、駐車場代除く)から住居手当を差し引いた額が3万円を超えている者</p>	<p>月額家賃から3万円を引いた金額を補助</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 2万円 <b>【補助期間】</b> 12ヶ月 <b>【補助加算】</b> 市外へ通勤の場合、月額3,000円</p>	
81. 自治振興区定住促進活動補助金	<p><b>【概要】</b> 定住促進活動に取り組む自治振興区に対し、補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 自治振興区及びその連合体</p> <p><b>【対象事業】</b></p> <p>①定住促進につながる交流活動 ②空家情報調査及び空家活用整備 ③定住相談、地域情報の発信にかかる活動 ④その他定住促進につながる活動</p>	<p>対象経費の4/5</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 50万円</p>	
82. 転入定住者住宅取得及び改修補助金	<p><b>【概要】</b> 居住を目的に住宅の新築、購入、改修をしようとする、平成26年4月1日以降の転入定住者に対し、補助金を交付</p> <p><b>【対象者】</b> 永住の意思をもって本市に転入した方および転入しようとする者</p> <p><b>【購入の対象物件】</b> 二親等以内の親族が所有する物件は除く。</p> <p><b>【改修の対象物件】</b> 本人若しくは二親等以内の親族が所有する物件で、改修費が50万円以上のもの。なお、新築(建売を含む)との併用は除く。</p>	<p>新築・新規購入 対象経費の10% <b>【補助金上限額】</b> 100万円</p> <p>改修 対象経費の20% <b>【補助金上限額】</b> 50万円</p> <p>補助加算 子育て世帯 18歳未満1人 5万円 18歳未満2人以上 10万円</p>	

(8) 暮らしの安心・安全に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
83. 市民タクシー事業補助金	【概要】 自治振興区が事業主体となり、タクシーを運行する経費に対して補助	①タクシー料金の 3/5 を限度として補助 ②1 往復につき 500 円 ③事務経費 2 万円 (定額) ④事業初年度 1 万円 (定額)	生活福祉部 市民生活課 (電話) 0824-73-1154 または 各支所担当室
84. LED防犯灯設置補助金	【概要】 LEDの照明器具を新規設置する住民自治組織に対して補助	1 基当たり 2/3 【補助金上限額】 5 万円	生活福祉部 危機管理課 (電話) 0824-73-1206 または 各支所担当室
85. チャイルドシート購入助成金	【概要】 チャイルドシートを購入した保護者に助成金を交付 ・同一の乳幼児につき 1 回限り	購入額の 1/3 【補助金上限額】 5,000 円	生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-0051 または 各支所担当室
86. 消防施設整備補助金	【概要】 次の消防施設を整備する自治振興区又は地元消防団後援会に補助金を交付 ①防火水槽 ②小型動力ポンプ格納庫 ③小型動力ポンプ積載車格納庫 ④ホース乾燥柱	①防火水槽 (容量 20 m <sup>3</sup> 以上) 新設 1 基当たり 40 万円 改修 1 基当たり 16 万円 ②小型動力ポンプ格納庫 新築または増改築 1 棟当たり 24 万円 改修 1 棟当たり 1/3 【補助金上限額】 24 万円 ③小型動力ポンプ積載車格納庫 新築または増改築 1 棟当たり 80 万円 改修 1 棟当たり 1/3 【補助金上限額】 24 万円 ④ホース乾燥柱 新設 1 基当たり 8 万円 改修 1 基当たり 4 万円	生活福祉部 危機管理課 (電話) 0824-73-1206 または 各支所担当室
87. 自主防災組織活動補助金	【概要】 自主防災組織が定める防災計画に基づく次の防災活動に対し補助 ①地域防災活動事業 ②防災資機材整備事業	対象経費の 4/5 以内 【補助金上限額】 1 事業当たり 300 万円 2 事業 (活動、整備) を実施の場合も 300 万円 各事業につき毎年度 1 回限り	

(9) 保健・福祉・医療に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
<p>88. 介護職員研修受講費補助金</p>	<p><b>【概要】</b> 庄原市内の介護事業所等に就労している者等の研修の受講費用「介護職員初任者研修」及び「介護職員実務者研修」について、補助金を交付し、介護人材の確保、質の向上及び定着を図る。</p> <p><b>【対象者】</b> 次の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員初任者研修または介護職員実務者研修を修了した者</li> <li>・研修修了時点で、既に市内の介護事業所等で介護職員として就労しており、その後、就労期間が3ヵ月を経過し、補助金交付申請時に引き続き就労している者、または、上記研修終了後、6ヵ月以内に介護職員として市内の介護事業所等で就労を開始した後、継続して3ヵ月以上就労し、補助金交付申請時に引き続き就労している者</li> <li>・申請時に市内に住所を有している者</li> <li>・介護事業所等に直接雇用され、就労されている者</li> <li>・本人及び同一世帯員が市税及びこれらに附帯する延滞金を滞納していない者</li> </ul>	<p>研修に係る受講費用の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)</p> <p>ただし介護職員初任者研修費用については、30,000円を上限とし、介護職員実務者研修受講費用については、50,000円を上限とする。</p>	<p>生活福祉部 高齢者福祉課 (電話) 0824-73-1167 または 各支所担当室</p>
<p>89. 地域デイホーム活動支援事業補助金</p>	<p><b>【概要】</b> 地域内の高齢者を対象に、生活相談や健康チェック・レクリエーション、食事交流などの介護予防に取り組まれる「地域共助によるデイホーム事業」に対して、その経費の一部を助成する。</p> <p><b>【対象事業など】</b></p> <p>(1) 助成対象 自治振興区などの公共的団体</p> <p>(2) 対象となる取組み内容 次のことを基本とした、昼食をさみ5時間程度行われるもの</p> <p>①情報交換・生活相談、②健康確認、③介護予防レクリエーション、④食事、⑤交流</p> <p>(3) デイホーム参加対象者 在宅の高齢者で、概ね70歳以上の方</p> <p>(4) デイホームの実施規模 10人を標準とし、5人以上概ね30人まで</p> <p>(5) 助成対象経費 ①事業の運営に必要な経費、②小地域サロン活動助成との重複は不可</p>	<p>基本助成と参加人数割助成の2種類で、その額は次に定める額以内とする。</p> <p>①基本助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6回以上 7,000円</li> <li>・3回以上6回未満 5,000円</li> <li>・3回未満 なし</li> </ul> <p>※回数は1団体における年間開催回数とし、金額は1回当たりの額とする。</p> <p>②参加人数割助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・500円(1人・1回当たり)</li> </ul>	<p>生活福祉部 高齢者福祉課 (電話) 0824-73-1165 または 各支所担当室</p>

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
90. 出産祝金	<p><b>【概要】</b> 誕生した子どもたちを祝福し、その健やかな育成を願うため祝金を支給</p> <p><b>【対象要件等】</b> ①新生児が出生した日に、保護者が1年以上引き続き庄原市の住民基本台帳に記録され、かつ市内に生活の本拠を有すること。(この期間が1年未満の場合は1年が経過した日をもって、この要件に該当) ②祝金を受けとったのち、さらに1年以上市内に住所を有す意思があること。</p>	<p>第1子 15万円 第2子 15万円 第3子以降 25万円</p>	<p>生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-0051 または 各支所担当室</p>
91. 自立支援教育訓練給付金	<p><b>【概要】</b> 母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図るため、受講した教育訓練に要した費用の一部に対し給付金を支給</p> <p><b>【対象者】</b> ①児童扶養手当の受給者または、これと同様の所得水準にある方 ②雇用保険法の規定による教育訓練給付の受給資格がない方 ③就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から適職に就くために教育訓練が必要であると認められる方</p> <p><b>【対象講座】</b> ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ②就業に結びつく可能性の高い講座として厚生労働省が定める講座等</p>	<p>対象教育訓練の受講費用の60% <b>【支給上限額】</b> 20万円</p>	<p>生活福祉部 児童福祉課 (電話) 0824-73-1192 または 各支所担当室</p>
92. 高等技能訓練促進費事業補助金	<p><b>【概要】</b> 母子家庭の母、父子家庭の父が、資格取得するため修業することに対し、生活の負担軽減を図るため、給付金を支給</p> <p><b>【対象者】</b> 児童扶養手当受給者または、児童扶養手当の当該年度における所得制限限度額の範囲内の方</p> <p><b>【対象要件】</b> 1年以上のカリキュラムを修業し、資格所得が見込まれること。</p> <p><b>【対象資格】</b> 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 など</p> <p><b>【対象期間】</b> 原則修業の全期間(上限3年)</p>	<p>促進費 市民税非課税世帯 10万円 課税世帯 70,500円</p> <p>修了一時金 市民税非課税世帯 5万円 課税世帯 25,000円</p>	

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
93. 敬老会事業補助金	<p>【概要】</p> <p>各地域において実施されている敬老会事業の主催団体に対して補助</p>	12月末現在において75歳以上の高齢者数に1人当たり1,440円を乗じた額	生活福祉部 高齢者福祉課 (電話) 0824-73-1165 または 各支所担当室
94. 高齢者世帯雪下ろし支援制度補助金	<p>【概要】</p> <p>住宅の雪下ろしや下ろした雪の除去又は軒下の雪の除去に要した経費の一部を助成</p> <p>【対象者】</p> <p>75歳以上の方のみで構成する市民税非課税世帯</p> <p>ただし、身体障害者手帳(1級～4級)所持者、療育手帳(Ⓐ～Ⓑ)所持者、精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)所持者、15歳未満の者と同居している世帯も対象とする。</p>	<p>作業経費の1/3</p> <p>【助成金上限額】 37,000円</p>	各支所担当室
95. じん臓障害者通院助成金	<p>【概要】</p> <p>医療機関において、通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【対象者】</p> <p>血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者(市内に住所を有する)</p>	<p>次のいずれかにより、通院にかかる費用を助成</p> <p>①一枚300円の福祉タクシー券を交付 (年間[4月～翌年3月]240枚) ※年度途中で血液透析を開始された方等も対象とする。</p> <p>②自宅の最寄停留所から医療機関の最寄停留所までの公共交通機関の半額相当額を助成</p>	生活福祉部 社会福祉課 (電話) 0824-73-1210 または 各支所担当室
96. 不妊治療費補助金	<p>【概要】</p> <p>医療保険対象外の特定不妊治療を行う方に対して補助</p> <p>【対象者】</p> <p>次のすべてに当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所がある方</li> <li>・法律上の婚姻をしている方</li> <li>・広島県不妊治療支援事業の助成を受けた方</li> </ul>	<p>1回の特定不妊治療に要した医療費から広島県不妊治療支援事業の助成額を差し引いた額を補助</p> <p>【補助金上限額】</p> <p>特定不妊治療1回につき15万円。ただし、採卵を伴わない治療の場合は、75,000円を上限。</p>	生活福祉部 保健医療課 (電話) 0824-73-1155 または 各支所担当室

(10) 教育に関するもの

補助金名称	補助の目的、対象事業など	補助金額など	問い合わせ先
97. 小中学校入学祝金	<p><b>【概要】</b>            児童・生徒が小学校、中学校及び特別支援学校（小学部、中学部）に入学する際に、庄原市入学祝金を支給</p> <p><b>【対象者】</b>            4月に小・中学校又は特別支援学校（小学部、中学部）に入学する児童・生徒を養育している保護者</p>	<p>小学校入学時            1人当たり 2万円</p> <p>中学校入学時            1人当たり 3万円</p>	<p>教育委員会            教育部教育総務課            （電話）            0824-73-1182            または            各支所担当室</p>
98. 英語検定料補助金	<p><b>【概要】</b>            英語検定料の一部を補助</p> <p><b>【対象者】</b>            中学生の保護者</p>	<p><b>【補助金額】</b>            検定料の2/3</p> <p><b>【対象の級】</b>            実用英語検定3級、準2級以上</p>	<p>教育委員会            教育部教育指導課            （電話）            0824-73-1184            または            各支所担当室・各中学校</p>
99. 全国大会参加費補助金	<p><b>【概要】</b>            予選会等を経て広島県代表として全国的な大会以上に出場する個人又は団体に対して補助</p> <p><b>【補助対象経費】</b>            交通費、宿泊費、大会参加負担金</p>	<p>補助対象経費の1/2  <b>【補助金上限額】</b>12万円</p>	<p>教育委員会            教育部生涯学習課            （電話）            0824-73-1196            または            各支所担当室</p>



---

発行者 〒727-8501

広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

URL <http://www.city.shobara.hiroshima.jp>

**庄原市総務部財政課**

電話 (0824)-73-1129

FAX (0824)-72-3322

---